

(別紙)

「ふるさと」への想いを受け止める仕組みの 具体的なあり方について

1 具体的な方向性

- ▶ 住民以外の「ふるさと」に様々な関わりを持つ者（以下「関係人口」という。）の、「ふるさと」の地域づくりに対して資金や知恵、労力を提供することで貢献したいという想いを継続的に受け止める仕組み（以下「新たな仕組み」という。）として、すでにくつかの地方自治体が行っているような登録の仕組みを設けることが考えられるのではないかと。
- ▶ 新たな仕組みには、どのようなことが求められるか。
 - (1) 安定性・継続性
 - (2) 登録の対象とする地方自治体側、新たな仕組みに参加する者（以下「登録者」という。）側、それぞれに意義・効果が認識されること
 - (3) 国民に広く認識されること

2 登録の対象とする地方自治体について

- ▶ 登録の対象とする地方自治体について、どのように考えるべきか。
 - ① 国民の「ふるさと」への想いを広く受け止めるという趣旨から、全ての地方自治体を登録の対象とすべきではないか。

新たな仕組みを活用するかどうかは、地域の実情に応じて、地方自治体が判断すべきことから、地方自治体が判断できる仕組みとすべきか。
 - ② 国民の想いと結びついている地域コミュニティの関係施策を実施する主体としては、多くの場合、基礎自治体である市町村が想定されることから、市町村のみを登録の対象とすべきではないか。
 - ③ 「ふるさと」の地域づくりに、登録者が真に貢献する仕組みとするとともに、過度の地域間競争を防ぐため、登録できる地方自治体を1カ所に限定すべきではないか。

国民の「ふるさと」との関わりが多様化していることから、「ふるさと」への想いを広く受け止めるためには、複数箇所への登録を認めるべきか。

3 登録について

- ▶ 国民が、新たな仕組みに参加することの意味について、どのように考えるべきか。
- ▶ 新たな仕組みについて、全国一律で導入する事項と地方自治体の裁量にゆだねる事項をどのように整理すべきか。
- ▶ 登録者の範囲をどのように整理すべきか。

例えば、その地域にルーツがある者は全ての地方自治体で登録対象とし、それ以外の者については、地方自治体が地域の実情に応じて登録するか否かを定めることができることとする仕組みは考えられるか。

＜その地域にルーツがある者＞

- ① 近隣の市町村に居住する「近居の者」
- ② 遠隔の市町村に居住する「遠居の者」

＜その地域にルーツがない者＞

- ③ 過去にその地域での勤務や居住、滞在の経験等を持つ「何らかの関わりがある者」
- ④ ビジネスや余暇活動、地域ボランティア等をきっかけにその地域と行き来するいわば「風の人」

国民の「ふるさと」への想いを広く受け止めるという趣旨から、条件等を付さず、国民の意思で登録できることとすべきか。

- ▶ 「ふるさと」の地域づくりに、登録者が真に貢献する仕組みとするため、登録する地方自治体を短期で変更できないようにすべきではないか。
- ▶ 登録者の責務や「ふるさと」の地域づくりへの参加の形態について、どのような内容が考えられるか。また、地方自治体が地域の実情に応じて自由に定め、登録しようとする者に提示することとすべきか。

4 登録者に対する行政サービスについて

- ▶ 登録者に対して提供される行政サービスについて、定期的に情報を提供することのほか、どのようなものが考えられるか。

例えば、住民と同様又は住民に準じた行政サービスの提供を求めることとした場合、提供される行政サービスにどのようなものが考えられるか。(公共施設の利用等)

5 その他

- ▶ 新たな仕組みの登録の対象とする地方自治体側、登録者側、それぞれの意義・効果について、どのように考えるべきか。
- ▶ 都道府県等に求められる役割について、どのように考えるべきか。
- ▶ 新たな仕組みの構築に当たり、必要な財源について、どのように考えるべきか。